2026年11月26日

各　　位

会　　社　　名　タ　マ　ホ　ー　ム　株　式　会　社
住　　　　所　東京都港区高輪三丁目２２番９号
代　表　者　名　代表取締役社長　玉木　伸弥
（コード番号：1419）
問合わせ先　取締役戦略本部長兼経理部長　西堀　祐介
TEL．03-6408-1200

特別調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、本日（2026年11月26日）開催の取締役会において、当社従業員による火災保険金の不正請求に関する事案（以下「本件」といいます。）について、事実関係の調査及び原因究明並びに再発防止策の検討を目的として、特別調査委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様をはじめ、関係者の皆様並びに株主・投資家の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

１．特別調査委員会設置の経緯及び目的

当社は損害保険会社からの照会を契機として本件を把握いたしました。これを受け、社内調査を実施するとともに、関係する損害保険会社等と連携し、事実関係の確認及び必要な対応を進めてまいりました。

今般、本件について、より客観的かつ公正な立場から事実関係を検証し、発生原因の究明及び再発防止策の提言を受ける必要があると判断し、当社と利害関係を有しない外部の弁護士で構成する特別調査委員会を設置することを決定いたしました。

なお、当委員会は日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に原則として準拠いたします。例外として、同ガイドラインに定める「第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等に開示しない」との点につきましては、顧客保護及び被害拡大防止を最優先とする観点から、調査の過程で保険金不正請求等の個別事案が新たに判明した場合に限り、当委員会から関係する損害保険会社及び当社へ速やかに事実情報の共有を受け、迅速かつ適切な事後対応・顧客対応を期することとしております。調査結果の評価や調査報告書の記載内容につきましては、提出前に当社への事前開示や協議を一切行わず、当委員会の独立性・中立性を確保いたします。

２．特別調査委員会の構成

委員長　竹内　朗　　（弁護士・公認不正検査士、プロアクト法律事務所）
委　員　渡邉　宙志　（弁護士・公認不正検査士、プロアクト法律事務所）
委　員　福田　恵太　（弁護士・公認不正検査士、プロアクト法律事務所）
委　員　鈴木　悠介　（弁護士、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

※委員長及び各委員と当社との間には、利害関係はありません。

３．特別調査委員会の調査事項

（１）本件に関する事実関係の調査
（２）本件に類似する事案の調査
（３）当社の内部管理体制等に関する検証
（４）本件の発生原因及び背景の分析
（５）再発防止策の検討及び提言
（６）その他、特別調査委員会が必要と認める事項

４．今後の対応

当社は、特別調査委員会の調査に全面的に協力するとともに、調査結果及び提言を真摯に受け止め、再発防止に向けた必要な対応を進めてまいります。

なお、特別調査委員会の調査期間は、３ヶ月を一つの目安としますが、進捗次第では延長もあり得ると考えております。

調査結果につきましては、特別調査委員会から調査報告書を受領後、個人情報及び関係者の権利利益等に配慮した上で、速やかに公表する予定です。

５．業績への影響について

本件による当社連結業績への影響につきましては、現時点では精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以　上